

# 法化社会における人材養成 — 現代法学部の10年 —

利 谷 信 義



## はじめに

皆さん、こんにちは。(拍手) ただ今ご紹介いただきました利谷でございます。現代法学部の10年、心からお祝い申し上げます。開設に関わった者の1人として、本当に嬉しく思うと同時に、安堵の気持ちもあります。

現代法学部の教育目標は、先ほど久木田学長からご紹介がありましたように、現代的な諸問題に直面し、それを総合的に分析し、問題点を発見し、その解決方法を見出し提案する、そういう能力を持った人材を育てることです。そのため本学は、現在日本に1つしかない現代法学部の旗を掲げた

法化社会における人材養成

のです。大学受難の時代に、この旗を掲げて10年、大変なことだったと思います。入学者の総数は2,882名、卒業生の総数は先ほどの学長のお話ですと1,540名、有為の人材を社会に送り出してきました。これは並々ならぬことで、関係教員の皆さん、職員の皆さん、そして学生の皆さんの努力が大きかったと思います。また、大学当局、理事長・学長を初めとする皆様方、そして他学部の皆様、さらに葵友会の方々の絶大なご支援があったとのことだと思います。心から感謝を申し上げます。

## 現代法学部設置の諸条件

以上で私が今日言いたかったことは全部お話をしましたので、本当はここで止めても良いのですが、与えられた時間はまだありそうなので、いささか私見を述べさせていただきます。

先ほど富塚元理事長が、開設の経緯と各方面からの評価についてお触れになりました。どうしてこの現代法学部という新しい学部の設置が認められたのか。その理由は私にも当時は良く分かりませんでした。こういう学部設置申請が認められるかどうかと非常に不安に駆られていました。しかし今考えてみると、1989年のベルリンの壁の崩壊以後の世界史の転換という大状況の変化がその基底にあったからだと感じます。そういうことを言いますと、落語の「風が吹くと桶屋が儲かる」の類ではないか、と思われるかも知れませんが、ベルリンの壁の崩壊は、実は現代法学部の誕生に関係していたのです。

## 地球的規模の大変化

現代法学部設置当時は、準備と実施に迫われて無我夢中でありましたが、その誕生自体、大きな時代の流れの産物であり、その流れは今も続いている

ます。したがって今後の10年、いや100年に対処するためには、私たちは出発点に立ち戻り、現代法学部の誕生の諸条件と、その後の10年の状況の変化を検討し、今後を展望する必要があります。

現代法学部の誕生をめぐる大状況は、一体どんなものであったか。先ず1989年のベルリンの壁の崩壊をきっかけとして、東西の冷戦が終結して東西を隔てる障壁が低くなり、さらに欧州連合の発足を始めとして国家間の障壁が低くなりました。そこに押し寄せたのはアメリカ的なグローバリゼーションの波であります。それは世界を席卷し、人・金・物が国境を越えて流動し始めたのです。

各国社会は、この事態に対応せざるを得ませんでした。多様化する社会関係に対処するには従来の制度では対応できないので、旧制度の規制を緩和して市場関係を導入し、それに対応する新しいルールを世界標準、実はアメリカ標準で作りました。経済的・社会的秩序の樹立のためには、適切なルールの制定とその遵守が必要です。そしてその逸脱による混乱・紛争の解決は、司法の役割とされました。行政による事前規制社会から、司法による事後規制社会への移行です。法化社会とは、現代社会が、法と司法を積極的に活用し、秩序の維持と発展の根幹とするという側面に着目した用語であります。現在未だこの用語は、残念ながら人口に膾炙するところまで行っていません。

## 日本社会の法化傾向

では、日本における法化社会への動きはどうか。日本社会もまた、このような地球的な規模の変化の一環でありました。戦後の歴史を振り返りますと、戦後改革の後、大規模な改革が二度行われたことに気がきます。1つは高度成長から低成長への転換期に当たる60年代後半から70年代前半にかけての時期ですが、国内における公害や地価高騰といった高度経済

法化社会における人材養成

成長の病理への対応がなされました。

これに対して90年代以降、現在に至る改革は、グローバリゼーション下の社会の激変に対応するものです。その例を、環境法・消費者法・福祉法についてみましょう。

環境法に関しては、70年代の公害立法を地球規模に進めた1992年の環境基本法の下で、環境アセスメント法や地球温暖化対策基本法などが制定されました。

消費者法に関しては、1968年の消費者保護基本法の下で、製造物責任法や消費者契約法が制定され、2004年には、消費者の保護から、自立した消費者の支援へと転換した消費者基本法が成立しました。

福祉法については1994年に高齢社会に突入し、高齢化率14パーセントを超えたことを反映して、1995年に高齢社会対策基本法が制定されました。その下で、介護保険法及び成年後見関係法が制定されました。介護保険法では、従来行政措置によって供給された福祉サービスが消費者との契約によることとなり、つまり措置から契約へと変化し、したがって判断能力の不十分な人のために、成年後見制度の充実を図らなければならなくなったのです。両者は2000年4月1日から、同時施行されました。現代法学部の発足と同時です。また後期高齢者の医療費の抑制をするために、2006年に後期高齢者医療制度が設定されましたが、これは現在手直しが要求されています。

次に司法改革の問題が提起されました。これまで述べてきた大きな制度改革は、法化社会の特徴をよく示しています。自立した個人と、その自己責任を原則とし、行政は主としてその支援に止まる。紛争の解決は個人の責任で司法を利用することになると。従って、司法をアクセスしやすいものとするために、司法改革が登場します。労働審判法・裁判員法・改正檢察審査会法・司法支援法・法科大学院司法試験連携法など、一連の法律がそれです。司法と国民との距離を、何とか縮めようとする努力でした。

しかし、当事者の対等性・対称性の保障措置が不十分である場合には、個人の自立が保たれません。そこには実質的な不平等が生じます。さらに、その後のセイフティネットが不十分であれば苛酷な社会にならざるを得ない。格差と貧困が問題となっている現状は、まさに法化社会に内在する問題点を示しています。

## 日本の大学政策の動き

以上のような改革の波は、大学政策にも及んだことは言うまでもありません。最も注目すべきは、1991年の大学設置基準の大綱化です。すなわち、設置に関わる従来の詳細な規制は撤廃されました。大学はその教育目標の達成に必要な授業科目を開設し、体系的な教育課程を形成すべきものとされました。したがって一般教育と専門教育の枠は撤廃され、何をもって一般教育科目とするか、専門教育科目とするかということは、大学の判断に委ねられたのです。

この措置は、大学教育が活性化し、社会関係の多様化に対応出来るように、大学にフリーハンドを与えたということですが、大学の責任は一挙に重くなりました。大学は、他の大学と競争関係に立ち、教育の結果に責任を持つこととなります。特に学士課程教育の質を確保するために、FDと学生評価が連動させられましたし、評価機構による第三者評価を受けなければならなくなりました。国立大学も2003年に法人化され、大学間の競争関係に入りました。

## 現代法学部設置の経緯

このようにして現代法学部の開設は、内外の法化社会への動きと大学政策における規制緩和という客観的な条件によって可能となったのでしょうか。

しかし、この可能性を現実のものとするためには、本学自身の設置に関する強い決断と具体的な設置計画の立案とが不可欠であります。島田教授によりますと、本学内部において、短期大学部廃止に伴う新学部を設置が問題となったとき設置賛成が大勢となり、さらにいかなる学部を新設するかが問題になったとき、慎重な検討の結果新学部は法学系とすることが学内合意として決まったということでありました。

私自身は、この経過を、ほとんど知りませんでした。知らぬが仏で1998年に経済学部教授に就任したわけです。当時を思い返しますと、私は経済学部の学生の皆さんに、民法を教えることを非常に楽しみにしていました。私が前に勤務していた東京大学社会科学研究所には経済系の方々もたくさんおられてその方々とよく議論をしました。その方々は法律的なセンスが良い。したがって社会科学をやっている人は法律的なセンスも良いのだなど。そこできつと経済学部の学生の皆さんと議論することも大変楽しいに違いないと思いました。事実、演習は非常に充実し、演習にだけ大学に来るという運動部の学生もいたようです。その翌年、学部長予定者として新学部設置準備委員会のメンバーになり、新学部作りに没頭することになろうとは全く想定外でした。

当時本学は創立100周年を迎えようとしていました、創立者である大倉喜八郎翁は、日本が条約改正によって不平等条約を脱し、列強と対等になろうとしていた20世紀初頭に、国際的に活躍できる人材の育成をめざしてこの学校を創立したのでした。ちょうどその100年後、現代的な課題に立ち向かう人材の育成をめざして現代法学部が新設されたことは、本当に意味深いことだと思います。

## 現代法学部の教育目標と教育構想

では、現代法学部はどのようなものとして構想されたのか。皆さんには

周知の事実でくどいとお感じになるかもしれませんが、話の順序として触れさせていただきます。

現代法学部は、学部教育の目標を現代的課題を総合的に分析し、問題を発見し、これに法的な解決策を提示できる能力を備えた人材の育成として、旗印を鮮明にしました。それは社会への完全フィット型を超えて、21世紀社会で活躍できる粘り強く現実に対処し、一歩でも良い方向に進めるという底力の持ち主を期待したからです。

当時問題となった法科大学院の設置については、十分な人的資源と資金の確保がなければ着手すべきではないと考えて、富塚先生（当時学長）とお話をしたことを思い出します。現在法科大学院は、国立23校・公立2校・私立49校と乱立気味であって、多くの法科大学院が苦境に陥っています。「やらなくて良かった」と（笑）密かに思っているところです。

新学部の名称をどうするかは大問題でした。学部名称に専門領域型と目的表示型とがあるとしますと、法学部や経済学部などは前者、専門領域型になります。これに対して現代法学部は、現代的課題に直面する人材を育成することを明示した点において、後者の性格をも持ち、専門領域型であると同時に目的表示型でもあり、現代法学部の教育目標に合致しています。

この名称を採用した副次的な理由として、先ほど元理事長が触れられたように、全国の法学部の定員が4万人を超えて飽和状態であり、従来型では認可されないのではないか、ということも考えた。しかし、文部科学省関係者から「法学部で良いのに」という声も聞こえてきて「あれ」と思いました。今度は新学部の名称が、果たして認められるかどうか心配になりました。当時、「現代法学部とする理由について述べよ」というヒヤリングが文部科学省の大学設置審議会のもとで行われ、偉い先生方の前でプレゼンテーションをしました。その終了後その1人の方と行き会ったとき、「先生も苦労しますね」と言われたのを思い出します。その言葉が果たして凶と出るのか吉と出るのか心配しました。

さて、学部の教育目標を具体化したものがカリキュラムです。設置基準の大綱化によって与えられた大学の自由の真価がここで問われることとなります。現代法学部のカリキュラムは、目標の達成のために精選された科目群を、効果的な段階学習ができるように配列しました。特に現代的課題に対処するための基礎として、環境・消費者・福祉をコア科目として、学習の柱としました。カリキュラムの原案の作成は、島田和夫教授と磯野弥生教授が中心となり、関係教職員の総力により、その作業はしばしば深更に及んだのです。先ほど島田さんが「当時の職員の方々にご苦勞をかけた」と言われましたが、本当に頭の下がる思いでした。

以下は、そのカリキュラムの基本的な考え方です。

まず、総合教育科目とコア科目中の導入科目により、現代的な課題への関心を喚起します。喚起といっても相手のあることですが、喚起しようと先生方が頑張っておられたのです。

次に憲法・民法・刑法などの基本科目において、法律に関する基礎学力を養成し、その上で展開科目に進みます。将来の進路に即して、行政法群と企業法群のいずれかを選択するのです。

さらに現代的課題について、現実に即した解決手法を修得するためにコア科目を学習します。これは先ほど申しましたように、環境法群・消費者法群・福祉法群のいずれかを選択しますが、他に及んでも差し支えありません。

以上と併行し、基礎科目において外国語とコンピュータ技術を修得して情報収集力を開発し、さらに法社会学や法史などの基礎法学および経済学・政治学など隣接諸科学の学習によって幅広い視野を養ってもらいます。

学習は、その方法の特色として少人数による双方向的な学習を基本とし、現実対応能力の育成を目指しました。したがって演習形式が重視されています。また、特色ある学習として、以下のものがあります。

まず、入学期学習です。入学期には、学生の多様化に伴い高校と大学を

繋ぐ導入教育が重要です。「リーガルリテラシー入門」と「文献講読」がこれに対処します。両者とも、単なるユニバーシティスキル、アカデミックスキルに止まらないで、積極的な法識字を身につけてもらう。法の読み書きだけでなく使いこなす、受身じゃなくて積極的な態度を身につけてもらいたいと思ったのです。リーガルリテラシー入門は、長く島田さんが担当していただきましたが、私は、文献購読でよい思い出を持っています。文献講読、実は新聞記事講読だったのですが、興味のある新聞記事、それも2紙以上により、新聞による報道の偏差を考慮に入れながら問題を取り上げてもらい、みんなの前でプレゼンテーションをする。それをピアグループとしてみんなが批判する。これは成功したと思いました。学生諸君は積極的に参加し、最後に立派なレポートを書いてくれたのです。入学期学習はその後の学習につながるので、その重要性はいくら強調しても足りないと思います。

それから体験学習です。裁判傍聴演習では司法の実情に触れてもらいます。さらに、オフキャンパスワークショップによって、実務の一端に触れる機会を得てもらうのです。

さらに問題対応学習としてのプロブレムスタディにおいて、現代的課題に対する総合分析・問題発見・解決・提案をする能力を養成するのです。

以上を総括してみると、教育目標の明確化と体系的具体化において一貫性が認められるでありましょう。現代法学部のカリキュラムは、新大学設置基準が求める教育目的達成に必要な授業科目による、体系的教育課程の編成という基準をクリアしたのではないかと思います。こういうカリキュラムを持つ現代法学部開設の意気を感じて集まってくださった先生方・学生諸君と一緒に、現代法学部はその歩みを始め、10年を経たのです。

## その後の発展

ところでカリキュラムは、常に時代の変化に即応して、生成発展すべきものです。現代法学部の場合は、先日島田さんから説明を受けたところによると、発足したときの基本的枠組みに大きな変更はなかったような感じがしました。まだ耐用性があるということかもしれません。

もちろん、社会的要求に即したカリキュラムの発展が見られます。とくにキャリアデザインについては、早くから自己分析と職業意識を喚起し社会に出るときの用意をしてもらうために、さらに以下の三つの特別なプログラムが用意されています。

第1が、法プロフェッショナルプログラムです。法科大学院入学や司法書士試験などに対応するものです。

第2が、ビジネス法プログラム。これは法学検定やビジネス法務検定に対応するものです。

第3が、国際学プログラム。これは英文の記事読解や論文作成に対応するものです。

これらによって補足され、さらに豊かになったのが現代法学部のカリキュラムですが、それが学生の皆さんにどう受け止められたかが心配です。それにつきましては、皆さんのお手元にある「現代法学部開設10周年」のパンフレットに、卒業生の皆さん、司法書士になった方や、国民生活センター、日本銀行、損保協会の職員になった方々の寄稿が出ています。これを読みますと、今まで述べてきたカリキュラムとその実施方法が有効に機能したのではないかと感じます。

こうして、現代法学部のカリキュラムは、社会的適合性を示しているといえるのではないのでしょうか。しかし、油断はできません。今後も社会の変化に即応して、不断のカリキュラムの改革が必要です。

## これからの10年、100年をめぐって

これからの10年、100年を考えると、社会はどんどん変化するでしょう。それはますます加速化して行く。したがって現代的課題の解決は、いっそう重要となるでしょう。したがって現代法学部の果たすべき役割は、より大きくなっていく。問題解決といっても、現代社会をそのまま肯定するのではなく、それを改善・改革していく底力を持った人材を養成していただきたいのです。

大学自体の存続も、これからは決して容易ではないと思います。すでに2007年、入学定員と受験者が均衡する大学のユニバーサル化時代を迎えました。そして18歳人口の減少を伴う本格的な人口減少時代がもうすぐ訪れます。カリキュラムとその実施方法の特色が、ますます問われる時代がくると思います。

それに関連して一言述べておきたいことは、カリキュラムは、決して明示されたものだけではないということです。ヒドウンカリキュラム (hidden curriculum) ・隠れたカリキュラムという言葉がありますが、学生諸君に学んでもらうカリキュラムは、大学が示すカリキュラムだけではなく隠れたカリキュラムを含んでいる。それは簡単に言えば、これまで大学の伝統あるいは校風と呼ばれてきたものに相当するかと思います。そこには、卒業生の皆さんが残した遺産が大きく働いています。現に、先ほどの卒業生の皆さんの寄稿の中には、葵友会に非常にお世話になったことが出ています。葵友会が提供して下さった職業に関する学習の機会は、現役の学生の皆さんにとって非常に貴重なものです。そういうヒドウンカリキュラムが重要であり、2004年以降卒業された現代法学部の卒業生の皆さんの残した遺産も無視できない。今日も現代法学部の卒業生が何人か見えますが、皆さんの残したものはすでに大きな意味を持っています。それが、後輩の皆さんを育てていくことに私たちも注目し、重視したいと思います。

もう一言付け加えておきたいのは学部機関誌『現代法学』のことで。私は、その創刊の言葉の中で、次のように述べています。「現代法学部の教育目標は、変化に富む現代的諸問題に取り組むヴァイタリティを持ち、その法的解決に活躍できる人材の育成である。現代法学部の教育課程は、現代的課題を総合的に分析して問題点を発見し、その法的解決の手段を調べ、考え、新たな対応策を生み出す方法を達成することに主眼が置かれている。それは法技術の修得ばかりでなく、根底に人間に対する愛情を秘めた正義の感覚を培うことをも含んでいる。そうでなければ、法技術は、合法の衣をまとった凶器と化する恐れなしとしない。このような教育は、実は教員と学生とが協力して、現代的諸問題の解決に取り組む中で、初めて実現するという面を持っている。演習科目の一つであるプロブレムスタディは、その代表的なものと言えよう。現代法の研究と教育は、現在の学部教育から失われた研究と教育の融合を、もう一度よみがえらせる可能性を秘めている。」これを読み返しますと、現代法学部と、これを支える機関誌『現代法学』に対する私の思いがよみがえってきます。そして今なお、現代法学部と『現代法学』への私の期待は大きいのです。現代法学部が試練を乗り越えて発展し、その使命を果たされることを心から祈ります。

長時間、私の拙いお話を聞いていただき有り難うございました。厚く御礼を申し上げます。(拍手)

[編集委員会追記]

2010年11月13日に行われた「現代法学部開設10周年記念講演会」での講演テープを元に、利谷先生ご本人および編集委員会により、若干の加筆修正を施していることを予めお断りしておきたい。